

青森公立大学経営経済学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程

平成21年4月1日

規程第108号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学大学院学則(平成21年規程第3号。以下「学則」という。)第41条の規定の規定による青森公立大学経営経済学部(以下「本学学部」という。)学生の大学院授業科目の履修について必要な事項を定めるものとする。

(履修要件)

第2条 大学院の授業科目を履修できる者は、本学学部における所定の単位を優れた成績をもって修得したものと学長が認めた者とする。

(履修科目)

第3条 学則第41条の規定により履修することができる授業科目は、課題研究指導を除く全ての大学院授業科目とする。

(履修期間)

第4条 履修期間は、履修を許可された科目の開講期間とする。

(出願書類)

第5条 大学院の授業科目を履修しようとする者は、所定の書類により研究科長に願い出なければならない。

(準用)

第6条 学則その他本学大学院に係る規定中、学生に関するものは、大学院の授業科目の履修を許可された本学学部の学生に準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。